

令和3年8月1日

料金について 併設型短期入所生活介護・併設型ユニット型短期入所生活介護

○ 併設型短期入所生活介護 (日額、単位 円 / 表示されている金額は1割)

併設型短期入所生活介護費 (I)					
要介護 1	596				
要介護 2	665				
要介護 3	737				
要介護 4	806				
要介護 5	874				
介護サービス費	①				
食費 (食材費+調理費) 負担限度額 (階層別)	第1階層	第2階層	第3階層①	第3階層②	第4階層
	300	600	1000	1300	1445
食費	② (当該階層)				
滞在費	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	
	320	420	820	1171	
該当チェック					
滞在費	③				
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 ④				
夜勤職員配置加算 (I)	13 ⑤				
介護職員処遇改善加算 (I)	①+④+⑤と下記にある加算を合算し、8.3%を乗じた額				
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	①+④+⑤と下記にある加算を合算し、2.3%を乗じた額				

○ 併設型ユニット型短期入所生活介護 (空床利用) (日額、単位 円 / 表示されている金額は1割)

併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I)					
要介護 1	696				
要介護 2	764				
要介護 3	838				
要介護 4	908				
要介護 5	976				
介護サービス費	①				
食費 (食材費+調理費)	第1階層	第2階層	第3階層①	第3階層②	第4階層
負担限度額 (階層別)	300	390	650	1360	1445
食費	② (当該階層)				
滞在費	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	
	820	820	1310	2006	
該当チェック					
滞在費	③				
サービス提供体制強化加算 (II)	6 ④				
看護体制加算 (I)	4 ⑤				
看護体制加算 (II)	8 ⑥				
夜勤職員配置加算 (II)	18 ⑦				
介護職員処遇改善加算 (I)	①+④+⑤+⑥+⑦と下記にある加算を合算し、8.3%を乗じた額				
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	①+④+⑤+⑥+⑦と下記にある加算を合算し、2.3%を乗じた額				

★上記、自己負担額以外に、下記の加算が適用される場合があります。

※送迎費（片道）： 184円

※若年性認知症利用者受入加算： 1日／ 120円

（受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行なった場合）

※緊急短期入所受入加算： 1日／ 90円

（利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受ける事が必要と認めた者に対して、居宅サービス計画書において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合【起算して7日、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日を限度となります。】）

★食費の内訳（朝食277円、昼食費584円、夕食費584円）

★居住費と食費費については、各市町村からの負担限度額認定証に記載されている負担額とします。

（世帯全員が市町村民税非課税の方・世帯非課税者や生活保護の方）

第1階層	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
第2階層	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万以下
第3階層①	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万以上120万以下
第3階層②	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万以上
第4階層	上記以外の方

- ① 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- ② 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

- ④ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度が適用されます。(市町村民税世帯非課税であって要件の全てを満たし、且つ市町村が認めた場合)

〈介護保険の給付対象とならないサービス〉 (各サービス共通)

- ① 介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。
- ② 生活上必要な諸費用実費  
日常生活の購入代金等利用者の生活に要するもので負担いただくことが適当であるものについて費用を負担して頂きます。
- ③ 滞在費 (介護保険の給付対象外になります。)  
光熱水費相当が、自己負担になります。
- ④ 食費 (介護保険の給付対象外になります。)  
食材料費と調理費相当が自己負担になります。

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、費用の変更があることがあります。その場合事由説明を変更の2か月前までに行ないます。